

Charles River Laboratories International, Inc.

贈収賄防止に関する方針

「贈収賄防止に関する方針」の目的は？

Charles River Laboratories International, Inc.（子会社および部門を含み、以下「会社」または「チャールズ・リバー」という）は、世界各地における当社事業および取引において最高レベルの倫理水準を維持することに尽力しています。それにより、当社が倫理的かつ責任ある企業であることに全従業員が誇りを持つことができます。当社は、事業を行っている国における商慣習と市場習慣に従う一方、**腐敗した商行為を許容したり、それらに参加したりすることはいたしません**。したがって、当社が事業を行う全ての法域で生じた法的責任を順守するために、世界各地における倫理的な面で商取引に対し期待される標準を設定する本方針を導入しました。世界各地で確実に適用できるようにするため、本方針では特定の地域において、当社の法的責任を上回っている場合があります。しかし、全社にわたる一貫性を確保するため、本方針は、全地域におけるあらゆる商取引について一律に適用されます。

本方針の適用対象は？

本方針は、常勤、非常勤、臨時社員あるいは正社員、また勤務地にかかわらず、当社の全ての社員、役員、取締役、代理人、および代表者（本方針の目的上、これらを総じて「代表者」という）に適用されます。

米国に本社を置き世界各地で事業を展開する上場会社である当社には、当社の全所在地の事業に対して適用される特定の米国法が存在します。当社が事業を展開する他の法域においても、世界各地における事業の展開を取り決める同様の法律が存在する、あるいは将来制定される可能性を持つ国もあります。本方針の目的は、世界各地で事業を展開する際の倫理的な業務遂行、また私たち一人ひとりのチャールズ・リバーへの責務に関する、指針、期待を設定することにあります。本方針は、当社の「業務上の行動規範」および「倫理に関する方針」に代わるものではなく、補足と見なされるべきものです。

当社「贈収賄防止に関する方針」の基本原則は？

世界各地で事業を展開する際に適用される法的必要条件を以下に概説しています。これは、あなたに専門的知識を持たせるためのものではなく、直面するかもしれない問題を提起し、あなたが会社の「企業法務部」からの指導を仰ぐべきかどうかを判断できるようにすることを目的として作られています。

贈収賄および他の形の腐敗について、防止、発見、ならびに報告を行うことは、全員の責任です。全ての代表者には、本方針への違反につながる、あるいは違反を示唆するような行動を避けることが求められます。

原則として当社の代表者は、第三者に直接的あるいは間接的に贈賄を提供すること、第三者から賄賂を受け取ること、または公務員に賄賂を贈ることは禁じられています。

本方針に相反する事が発生した、あるいは将来的に発生する可能性があると感じる、または疑う場合、直ちに上司に知らせる必要があります。この例には、第三者から賄賂を提供された、賄賂を贈るよう依頼された、将来このようなことが起きるのではないかと疑う、あるいは他の形式の不法行為の被害者となることが含まれます。

「賄賂」とは、営利の、契約上の、規制上の、あるいは個人的な利益を得るために申し出る、約束する、あるいは提供する、勧誘または報酬を意味します。

以下の各項には、あなた（またはあなたの代理人）が行ってはならない行動の例を挙げています。

- (a) 業務上の利益を得ることを期待あるいは望み、または、既に得た業務上の利益に対する報酬として、金銭、贈答品、または接待を提供する、提供の約束を行う、あるいは申し出る
- (b) 第三者が、その業務上の利益を得る期待をもって申し出たと理解するまたは疑う、金銭の支払いを第三者より受け取る
- (c) 代償として当社が業務上の利益を提供するとの期待をもって申し出た、あるいは提供されたと理解するまたは疑う、第三者からの贈答品または接待を受ける、あるいは要求する
- (d) 贈収賄の罪を犯すことを拒否した、あるいは本方針に従って懸念を提起した同僚を脅迫する、またはかかる同僚に報復する
- (e) 本方針への違反につながる行動に関与する

本方針を順守しない場合に起こる結果とは？

下記の各法律には、罰金と禁固を含む、民事および刑事上の重い罰則が科せられます。さらに、違反行為は、事業を行う上での評判と能力に著しい損害を与えることがあります。本方針を順守しない従業員は、最も深刻な場合には解雇（該当する場合には、契約上の関係の破棄）を含む懲罰の対象となります。

本方針が、全ての国におけるあらゆる状況や当社の取引をつかさどる全ての具体的な法と規制（輸出規制法や反ボイコット法など）について触れることは、不可能です。したがって、あなたは、本方針が関連すると思われる取引の協議を開始するまたは契約を行う前に、当社の企業法務部からの指導を仰ぐことが奨励されます。米国外の顧客や代表者である場合、特にそれが初めて取引を行う相手である場合には、企業法務部からの指導を仰ぐべきでしょう。

本方針または法に事実上違反した、あるいは違反と見受けられる場合には、違反の可能性を調査し、適切に対処できるようにするため、あなたには報告することが奨励および期待されます。この点において、疑わしいことは全て企業法務部まで直ちに知らせる必要があります。報告は **EthicsPoint** ウェブサイト、www.ethicspoint.com（全て部外秘また希望する場合には匿名で）から、または居住国のウェブサイトに記載される **EthicsPoint** 電話ホットラインでも行うことができます。なお、問題のある要求または行動の合法性をご自身で判断しないでください。疑いがある場合は、企業法務部に連絡してください。

本方針の諸外国の法律との関わりは？

第一に、当社の方針では、あなたが業務を行っている国の法律に従うことが求められます。本方針の改正日時点で、最も重要な2つの贈収賄防止法は、1977年海外腐敗行為防止法（米国、以下「FCPA」という）および2010年贈収賄防止法（英国、以下「贈収賄防止法」という）です。これらの法律の適用範囲は基本的には世界各地であるため、あなたには全ての地域において本方針を順守することが期待されます。ある国の適用法について懸念がある場合、あるいは他の国の法律が本方針に相反すると思われる場合、企業法務部に相談してください。

本方針の公務員への具体的な適用方法、および公務員の明確な定義とは？

チャールズ・リバーの全ての代表者は、公務員の事業の決定に不正な影響を与えることを目的として、決定権をもつ「公務員」に、価値のあるいかなるものをも、支払う、提供を申し出る、あるいは与えることが禁じられています。「公務員」とは、以下を指します。

- (a) 政府の役人あるいは職員、または政府の部署、機関、あるいは手段（これには、政府所有または政府が統制する国営企業が含まれる）
- (b) 政府または政府組織のために公的権限をもって行動する者
- (c) 政府の公職を目指す候補者

したがって、選出された公務員のみではなく、行政職に就くコンサルタント、公営企業の従業員、政党の役員および職員も含まれます。

公務員への支払いは直接および間接的にかかわらず禁じられています。チャールズ・リバーは、当社の代理人、コンサルタント、および業務提携者が行った不正な支払いに基づく責任を問われる場合があります。したがって、本方針に定められている場合を除き、会社、またはその代表者や業務提携者は、会社の代理として公務員、または代わりに公務員に贈答、支払い、あるいは価値を有するものの提供を行うと思われる第三者（コンサルタントや仲介者）に、贈答、支払い、あるいは価値を有するものの提供、

約束、許可を行うことは禁じられています。チャールズ・リバーによる、あるいはその代理としての支払いは、必ず提供されたサービスに対するものであり、支払い金額は、提供されたサービスに対して妥当かつ慣習的なものでなければなりません。個人の資産を使って本方針で禁じられている行為を行ってはなりません。

当社が利用するコンサルタントや仲介者に対する本方針の適用は？

当社事業に関連してコンサルタントや仲介者によって行われた不法行為に対して責任を負う可能性があるため、コンサルタントの選択は、コンサルタントの照会と過去の実績について入手可能な全ての情報を慎重に審議および考慮した後にのみ行われなければなりません。このような情報には、他の情報と共に、報酬および後払いの料金、コンサルタントの資格、コンサルタントの誠実さなどが含まれます。会社の代表を務めるコンサルタントと業務をともに行う従業員は、潜在的な危険信号について精通する必要があります。このような「危険信号」には以下が含まれます。

- 銀行口座への振込み、代理人が所在する国あるいは事業が行われている国以外の国の口座への支払いなど、通常ではない支払いまたは金銭上の手配の要求
- 現金の支払い
- 尋常ではない高額の手数料の要求
- 特定の国における腐敗の履歴
- 代理人またはコンサルタントについてのいかがわしい評判
- 代理人またはコンサルタントの自己経費に関する会計記録上の透明性の欠如
- 水増しされた請求書
- 代理人／コンサルタントと公務員との間の疑わしい関係
- 提示されたサービスを行うために必要な、コンサルタントの資格あるいは手腕の明らかな欠如

また、いかなる状況においてもチャールズ・リバーの代表者は、提供されるサービスを対象とする書面による契約を会社と交わす前に、コンサルタント、仲介者、または代理人にサービスの提供を許可することも要請することもできません。

当社が利用する、あるいは利用しようとするコンサルタントまたは仲介者の倫理的なスタンダードについて疑問がある場合、企業法務部までご連絡ください。

便宜手数料（促進費用）を提供することは認められていますか？

一般的に、代表者は、「通常の政府行動」の遂行を確保するために、下級公務員に、特定の「便宜手数料または促進費用」を支払う、支払いの約束をする、または申し

出することは禁じられています。ただし、本方針では、異なる法域における贈収賄防止法が、このような「便宜供与」費の合法性について異なる立場を取っていることを認識しています。したがって、便宜供与費の利用が必要とされる場合、ならびに当該支払いが本方針に違反しない場合、企業法務部が提案される支払いについて事例毎に審査を行います。しかし、いかなる状況においても、企業法務部の事前承諾なしにかかる支払いが行われてはなりません。

本方針の目的上、「通常の政府行動」とは、公務員の公的役割の一部として行われる、以下の活動のいずれかに関連した「通常かつ一般的な」活動に限られます。

- 外国において事業を行う資格を得るための、許可、ライセンス、またはその他の公文書の取得
- 査証および業務注文書などの政府書類の手続き
- 物品を国内で配送することに関連する契約業務または検閲に関する警察による保護、郵便物の受取りと配達、あるいは検閲のスケジューリング
- 電話サービス、電力、および水道の提供、貨物の積み下ろし、あるいは傷みやすい製品または商品の劣化からの保護
- 上記と似かよった性質をもつ行動

便宜供与費（あるいは贈答）が認められた場合、当社の帳簿と記録に性格に記録される必要があります。

公務員に対してどのような販促用の支払いが認められていますか？

当社製品またはサービスの販促、デモンストレーションまたは説明に直接関係する、あるいは、チャールズ・リバーと公営企業との間の契約の遂行または履行に関連する公務員への支払いと返済は、特定の状況において許容される場合があります。ただし、この例外が適用されるには、支払いまたは返済が妥当かつ正規のものでなければなりません。（すなわち、支払いまたは返済の見返りとして、公務員は、事業をある企業に提供あるいは維持するため、または他の企業と比較して特定の企業を不公平に有利に扱うことに、その権限を不正使用することはできません。）腐敗の意図がないことを立証するのは困難であるため、本項に記載される目的で公務員に支払いあるいは返済（または、かかる支払いまたは返済の申し出）を行う前に、企業法務部から事前の書面による許可を取得しなければなりません。公務員への当該の支払いあるいは返済（または、その申し出）が承認された場合、正当な意図を証明する事実を記録することが期待されます。

上記にかかわらず、以下の場合このような支払いあるいは返済は認められません。

- 該当する公務員が勤務する政府機関において、通常とは異なる事柄の決定が保留中である
- 現金払い

- 俸給として、あるいは小遣用の場合
- 土産目的（ただし、チャールズ・リバーおよび主催者（あるいはその両方）のロゴがあり、わずかな価値しかない物の場合は除く。たとえば、シャツやトートバッグなど）
- 配偶者、家族、その他の客用
- 当社製品またはサービスの販促、デモンストレーションおよび説明（またはそのいずれか）に直接関係する、ならびに外国政府の公営企業と当社との間の契約の遂行または履行に関連する場合以外

公務員への接待は認められていますか？

公務員への高額または贅沢な食事あるいは接待は、本方針により禁じられています。接待には、旅行、ホテル滞在、食事、文化的あるいはスポーツの催事が含まれます。催事に公務員と同行して出席する場合、そのような催しの入場券は接待と見なされます。催事に公務員と共に出席しない場合には、入場券は贈答品と見なされ、以下に記載される贈答品の制約の対象となります。

代表者は、適切で、販促目的として妥当であり、既存の取引関係の通常の手続きで提供または受け入れられる、仕事の話し合いが行われる場となる接待のみ申し出る、または受け入れるものとします。従業員は、決して、公務員の商取引に関する決定に影響を与える手段として接待を提供してはなりません。特定の種類の接待の妥当性は、当然ながら、費用の節度と接待の際に関与するアクティビティの種類によります。非差別企業としてのチャールズ・リバーの評判に傷をつけるような接待の方法は、常に不適切です。たとえば、成人向け接待の場は決して適切ではありません。

接待が必ず適切であるようにするために、公務員に接待を申し出る、または公務員からの接待を受ける前に、総括マネージャーから事前承認を受けてください。

公務員に贈答品を贈ることはできますか？また、公務員から贈答品を申し出られた場合には？

公務員に贈答を申し出る、与える、あるいは公務員からの贈答を受ける前に、ここで説明される方針と手続きに慎重に従う必要があります。

原則として、総括マネージャーまたは企業法務部からの事前承認なく、公務員に贈答する、または公務員から贈答品を受け取ることは禁じられています。

贈答品とは、あなたとあなたの代理人（家族、世帯、あるいはあなたが親しい関係にある人のいずれかを含む）が贈るあるいは受け取る、現金、商品券、好意、サービス、将来何かを行うという約束を含む、価値を有するものを指します。あなたの自己資金によって購入した、あるいは自己資金を一部にあてた贈答品は、本方針に含まれます。

公務員への贈答品は、それが求められておらず、商行為に関係しており、現金または現金としての使用が可能（ギフト券または商品券など）ではなく、かつ、わずかな価値しかない場合（50米ドル以下）の場合、適切となり得ます。ただし、以下の場合には、公務員への贈答は、決して認められません。

- 調達／販売の手続き上の場合：当社が現在のあるいは潜在的な顧客または業務提供者となる調達／販売の正式な手続きの段階に、あなたが関与している場合、贈答品または取引上の接待を行うことはできません。
- 受取人に影響または報酬を与えることを意図する場合：公務員の商取引に関する判断に影響を与えるかと思われる、公務員に贈答品を贈ること、または公務員から贈答品を受け取ることは、決して適切とはならず、刑事上または民事上の罰則の原因となることがあります。

公務員が商取引またはいかなる種類のサービスとの引き換えに、贈答品を申し出た場合、申し出を断り、直ちに企業法務部に連絡してください。

チャールズ・リバーには政治献金をすることが認められていますか？

政治献金は、献金の目的が商取引の獲得または事業に関連していない場合には、通常禁止されません。しかし、政治的な献金と活動は、当該献金と活動の目的が、ある国での商取引の取得や維持のための支払いと誤解される可能性があるため、特別な注意が必要となります。したがって、当社は、政治献金が以下の**各人**から事前承認を得た場合を除き、法で認められているとしても、特定の政党、公務員、あるいは公職を目指す候補者への資金提供または支援は一切行いません。

- 当社の最高経営責任者
- 当社の最高財務責任者
- 当社の法務顧問

特定の記録や会計を付けることが求められていますか？

通常、贈収賄防止法では、会社が帳簿、記録、および会計を妥当な詳細を持って正確に、全ての取引と当社資産の処理を正しく反映する方法で付けることが求められます。これらの会計標準は当社事業に適用されます。これらの要件では、従業員が第三者に支払った現金を全て妥当な詳細記録を求めており、これには、支払い金額、領収書、支出の目的が含まれます。これらの標準は、不正な支払いを隠匿する「帳簿に載らない」会計を防止するためのものです。これは、全ての従業員が、契約上の支払い、手数料、およびその他の支払いの金額と最終的な受取人に関する正確で適時な情報の保持を確実にすることを意味します。同様に、上層部の審査対象となる、受領または提供した全ての接待または贈答品を公表し、書面による記録を付ける必要があります。また、当

社の取引に関する目的を記録し、全ての必要な承認を保持しなくてはなりません。

支払いまたは資産の開示において虚偽あるいは誤解を招きやすい記入を行った従業員は、即刻、解雇を含む懲罰の対象となります。虚偽あるいは誤解を招きやすい記入、または記録されていない支払いについて知った場合には、直ちに企業法務部まで、または **EthicsPoint** ホットラインを通じて報告を行う必要があります。

さらに、政府機関との当社の全ての商取引を表記する場合、正確かつ真実に基づいていなければなりません。税関の役人、または輸出入を円滑に行うために当社が雇用したコンサルタントあるいは代理人に提供する全ての情報は、正確かつ真実に基づいていなければなりません。

特定の国や人物と商取引を行うことは禁じられていますか？

米国財務省の外国資産管理室（以下、「OFAC」という）は、米国の政治的および国家安全保障の立場から、次のウェブサイトに掲載される国への通商禁止と制裁措置を実施しています <http://www.treasury.gov/about/organizational-structure/offices/Pages/Office-of-Foreign-Assets-Control.aspx>）。これらの通商禁止／制裁措置は通常、通商を禁じた国の資産を封鎖し、これらの国との商取引を禁じるものです。

さらに OFAC は、特別指定国民（以下「SDN」という）として知られる、他の通商禁止対象の個人と事業体のリストを時随時発行します。SDN リストに載る人物と事業体には、テロリストあるいはテロリスト組織、麻薬取引人、または通商禁止国の事業体が含まれます。

本方針の日付において、OFAC 通商禁止／制裁措置の対象となる国には、ミャンマー、キューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、シリアが含まれます。方針への変更、および通商禁止対象国および個人または事業体の指定の変更は、いかなる時にも起こり得ます。したがって、現在当社が事業を展開していない国で商取引を行う前に、企業法務部に確認する必要があります。

キューバと北朝鮮については、米国の通商禁止は、米国外の当社子会社および関連会社にも適用されます。さらに、全ての通商禁止国と SDN に対する禁止事項は、通常米国の法域の対象となる全ての者に適用されます。これには、米国内に居住する全ての者と、居住地にかかわらず全ての米国市民と米国永住者（外国子会社の米従業員を含む）が含まれます。通常、規制では、当該の者が、通商禁止国で商業プロジェクトまたは政府プロジェクトを支援する契約を履行することに加え、通商禁止国または SDN リストに載る人物または事業体との取引を「許可する」または「促進する」ことを禁じています。

したがって、米国以外の子会社または関連会社による通商禁止国または SDN との取引は、事前に企業法務部により審査されなければなりません。加えて、「米国の者」である代表者は、通商禁止国または SDN が直接的または間接的に関与する行動をとる前に、企業法務部から許可を取得する必要があります。活動を承認するため、規制

の下で一般あるいは特定のライセンスを取得することが可能です。ただし、活動に関与する前に、この件について企業法務部より決定が下される必要があります。

本「贈収賄防止に関する方針」の対象者は？ また、対象者が方針を認識しているかどうかを知る方法は？

チャールズ・リバーの全ての代表者は、所在地にかかわらず本方針に従う責任を負い、違反の疑いについて直ちに企業法務部まで、または EthicsPoint ホットラインを通じて報告する必要があります。業務により本方針の対象となる分野に関与する可能性のある全ての代表者には、本方針順守への定期的な認証、そして贈収賄防止トレーニングの完了が求められます。同様に、米国外の法域で会社の代理として取引に関与する可能性のある当社の全ての代理人、コンサルタント、および業務提携者は、FCPA および贈収賄防止法（またはどちらか一方）、ならびに他の関連法を含む各種贈収賄防止法への順守を認証または断言することが求められます。

この方針を順守する場合、報復から保護されますか？

賄賂の受領または提供を拒否した代表者、あるいは懸念事項や他者の不正行為を報告した代表者は、何か悪影響を受ける可能性について心配することがあるかもしれませんが。当社は、開放性を奨励し、本方針に誠実に従って真の懸念を通報する者を、たとえそれが誤りであったとしても支援します。

当社は、贈収賄または腐敗にかかわることを拒んだことにより、あるいは、事実上または潜在的な贈収賄または他の腐敗行為の疑いを誠意に基づいて通報したことにより、誰も有害な扱いを被ることがないように全力を投じています。有害な扱いには、懸念を通報したことに関連する解雇、懲罰、脅迫、その他の好ましくない扱いが含まれます。そのような扱いを受けたと思われる場合には、総括マネージャーまたは企業法務部まで知らせる必要があります。またはその代わりに、当該の扱いについて部外秘で、希望する場合には匿名により、EthicsPoint ウェブサイト、www.ethicspoint.comを通じて、または居住国のウェブサイトに記載される EthicsPoint 電話ホットラインまで報告することもできます。

本方針は、どのように伝達され、トレーニングはどのように実施されますか？

本方針のトレーニングの紹介は、全新社員の「新社員研修」の過程に含まれます。本方針を導入して順守する方法についての定期的な関連トレーニングは、該当する従業員に施されます。

当社の贈収賄と腐敗に対する断固とした措置は、業務関係が成立した時点および以降適切な時に、全てのサプライヤー、下請業者、および業務提携者に伝達されなければなりません。

方針に対する責任者は？

当社取締役会は、本方針が当社の法的および倫理的責任に必ず従うようにすることに、また当社の管理下にある者が本方針を順守することに全般的な責任を負っています。

当社の企業法務部は、本方針の導入に責任を負っています。法コンプライアンス部は、導入の監督、使用の監視、効果、解釈に関する質問への対処を行う主要責任を負っています。しかし、最終的には、全レベルの管理者が、直属の部下が本方針を認識および理解し、適切かつ定期的なトレーニングを提供されていることに対し責任を負います。

本方針の監視方法と審査方法は？

企業法務部の法コンプライアンス部が、定期的に本方針の適合性、適正、効果を考慮しながら、その効果を監視し、導入の審査を行います。特定された改善事項は、実行可能な限り達成されます。内部管理システムと手続きは、定期的な監査の対象となります。

全ての代表者には、本方針についての意見の提供と改善方法の提案が依頼および奨励されます。ご意見、ご提案、ならびにご質問は、企業法務部までご連絡ください。

本方針への違反が発覚した場合の会社側の手続きは？

当社は、本方針の順守を監視および監査するために適切な手段をとり、悪用について調査します。本方針に従わない場合、最も深刻な場合には解雇（該当する場合には、契約上の関係破棄）を含む懲罰の対象となります。犯罪行為の疑いがある場合、適切な法執行機関に通報します。

その他

本方針は、本方針の主題に関連する既存の全ての方針に代わり、優先します。会社は、会社が必要あるいは正当と見なす場合、本方針を改正または破棄する権利を有します。本方針への重要でない改正または明確化は、企業法務部の一任において承認することができます。

本方針のいかなる記述も、いずれの法域の法と規制に矛盾する、あるいは違反することを意図したものではありません。相反が存在する範囲において、代表者は地域の法と規制に従い、その旨を直ちに企業法務部に知らせるものとします。

本方針は、従業員の雇用契約（従業員に既存の雇用契約がある範囲において）のいずれの部分をも成すものではなく、いかなる時にも改正、更新、または変更される可能性があります。

<p>方針の題名：</p> <p>贈収賄防止に関する方針</p>	<p>初版発効日：2009年3月2日</p> <p>改正日：2011年12月15日</p>
<p>承認者：</p> <p><u> /s/James C. Foster </u></p> <p>ジェームズ C フォスター (James C. Foster)</p> <p>会長、社長兼最高経営責任者</p>	<p>承認者：</p> <p><u> /s/David P Johst </u></p> <p>デビッド P ジョスト (David P. Johst)</p> <p>人事部担当コーポレート取締役副社長、 ジェネラル・カウンセル兼最高総務責任者</p>